

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津市長 前葉 泰幸

市町村名 (市町村コード)	津市 (242012)
地域名 (地域内農業集落名)	大里窪田地区 (窪田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月28日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、多数の担い手(法人3者、個人6者)が耕作しており耕作地も混在しているが、最も耕作面積の大きい担い手が縮小の意向を示していることから、今後数年のうちに、別の担い手に移し替えていく必要がある。また、小規模耕作者のうち離農が見込まれる農地については、いずれかの担い手に集積することとなるが、現時点では明確になっていない。

将来に向けては、農道、水路、ため池(5箇所)等の維持・管理は耕作者が行っているが、今後減少していくことが想定されるため、作業負担の軽減を念頭に地区内における活動団体間での維持・管理の主体・手法等に関して協議が必要。

また、地区内の一部(県道10号線の南西側)ではイノシシによる獣害が見られる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物とするが、一部の担い手では小麦も作付けされている。原則として土地利用型農業の維持・継続を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	77.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	77.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として、農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地区内では、今後離農が見込まれる自作農家が多いが、耕作を担える担い手も多数いるため、地権者や担い手の意向を踏まえつつ集約化を念頭に集積を推進していく。 また、地区内のため池単位で耕作者をまとめることを検討し、集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
耕作者の離農が生じた際は、原則として地権者は農地バンクに貸し付け、担い手の経営意向を踏まえ段階的に集約化する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農作業の効率化を図るため、地権者の同意が得られる範囲での畦畔除去について検討する。 また、点検・見回り等を行い、必要に応じて農業用施設の修繕・改修を行っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
当面は、10年後も耕作の継続が見込まれる担い手による農地の集積・集約を図る。また、当地区内での継続的な営農を確保するため、法人経営体による集積についても検討していく。 当地区内にて新規就農を希望する方に対しても、当該者の意向も踏まえつつ、担い手として育成していくため普及センター、JA及び津市とも連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる作業は、委託による実施を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①当地区内の一部でイノシシによる被害が見られる。電気柵は設置しているが、被害が拡大しないようさらなる獣害対策も検討し、可能な範囲で対策を実施していく。

③担い手による農作業の省力化・効率化に向けて、少人数でも作業が可能となる耕作システムの導入を図る。

⑦農業用施設の維持・管理に関して、経年劣化の補修は地権者(受益者)によることとなるが、今後、地権者の高齢化に伴い作業に出る人が減少することが見込まれるため、多面的機能支払交付金を活用した維持管理手法についても検討・協議していく。

⑨将来的には、ため池単位での担い手耕作地の集約化を目標とし、農作業の省力的・効率的生産に向けての体制を構築することが重要である。これに伴い、ため池の出水計画等はため池単位で集約した担い手同士で調整するなど、効果的な水管理について協議するとともに、地区内の農地や限りある用水の有効活用、担い手の営農拡大などの方策を検討できる地盤の構築を段階的に進めていく。

なお、今後、地権者は農地の貸借が発生した際は、当該考え方に配慮して貸し付け先を検討する。